

徳島県告示第三百八十三号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次の道路の供用を開始する。

その関係図面は、徳島県南部総合県民局阿南庁舎において、令和七年七月十八日から二週間一般の縦覧に供する。

令和七年七月十八日

徳島県知事 後藤田 正 純

道路の種類 県道

整理 番号	路線名	区 間	延 長 (メートル)	供用開始の 期日
2 2	阿南勝浦	阿南市下大野町五反畑一三番 四地先から 同 一地先まで 一三番	六・八	令和七年七月十八日